

令和7年度大分県アドベンチャーツーリズム情報発信事業業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度大分県アドベンチャーツーリズム情報発信事業業務

2 業務の目的

大分県には国立公園や日本ジオパーク等の風光明媚かつ多種多様な自然環境が存在し、六郷満山等の独自の文化が育まれていることから、欧米豪を中心に人気の高いアドベンチャーツーリズム（以下、AT）の推進にあたって高いポテンシャルを持っている。

ATの推進は県内各地域の自然や文化の保全及び経済の活性化による持続可能な地域づくりに寄与すると考えられるが、そのためには地域の受入体制整備とともにAT関連情報の効果的な発信が重要となる。そこで、本事業では、県内の魅力的なATコンテンツを一体的に情報発信し、ATに高い関心を持つ層に広く認知され、旅行先として選ばれることで、国内外からの更なる誘客につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

4 委託業務の内容

（1）概要

アクティビティを通じてその地域の歴史や文化を体験できる県内のATコンテンツを取材し、体験記事及びSNS用のショート動画（以下、「体験記事等」という。）を作成する。また、作成した体験記事等は、県内のアウトドア情報を一元化した「オオイタおそと時間」のウェブサイトやInstagramアカウントで発信するほか、効果的な発信手法を提案すること。受託者はATコンテンツの取材や記事等の作成、情報発信等事業の実施にかかる一切の業務を行うこととする。

（2）業務の内容

- ① 県内のATコンテンツのリストアップ及び取材
- ② ATコンテンツの体験記事等の作成
- ③ 「オオイタおそと時間」のウェブサイトやInstagramアカウントでの発信のほか、効果的な発信方法の提案
- ④ 情報発信についての効果検証及び検証結果を踏まえた施策の提案
- ⑤ その他情報発信に関する業務

（3）体験記事等の作成本数

体験記事、ショート動画でそれぞれ10本以上

（4）成果品について

作成した体験記事等及び報告書を電子データで提出すること。なお、情報発信に関する効果検証については、10月末までに中間報告を行うこと。

5 成果物の著作権等

- （1）本業務により得られた成果物の著作権は、原則として大分県（以下、「県」という）に帰属する。
- （2）出演者、協力者、建築物等の肖像権、及び音楽の著作権等、作成する体験記事等のすべてに関わる著作権について調整を行い、県が配信しようとするホームページやYouTube等の媒体、イベント会場や商談会での使用することの同意を得るとともに、かかる経費については委託料の範囲内で対応すること。なお、使用期限は設けないものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続は受託者において行うこ

と。出演者については無期限の承諾書を取得すること。

6 その他の留意事項

- ア 契約締結後、速やかに委託業務の令和 8 年 2 月 27 日までの年間予定表を作成し提出すること。
- イ 体験記事等の内容は地域独自のストーリー性を持ち、魅力が視覚的に伝わりやすいものとする。
- ウ 新たな AT アクティビティになり得る素材や事業者等について検証を行うこと。
- エ 撮影・取材に関しては可能な限り現地で行うこと。
- オ 業務の実施にあたっては、業務責任者を配置し、円滑に業務を実施できる体制を確保すること。また、提案にあたり、業務の実施体制を示すこと。
- カ 業務の実施にあたり発生した事故等は、受託者の責任において対処するものとする。
- キ 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は県が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。

7 機密保持

受託者は、本事業にかかる県との契約において、県が示す「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に記載された内容を遵守すること。

また、再委託する場合には、別途、再委託先との契約においても同様の内容を締結すること。

8 疑義

委託業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議を行うこと。